

社会福祉法人北星会 役員等報酬規程

	平成29年	6月19日	規則第206号
改正	平成31年	3月29日	規則第225号
改正	令和元年	6月26日	規則第231号
改正	令和3年	3月30日	規則第239号
改正	令和4年	6月28日	規則第250号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北星会（以下「当法人」という。）定款第9条及び第25条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給することができる。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
 - 2 全理事の報酬総額は、年間1,500万円以内とする。
 - 3 全監事の報酬総額は、年間100万円以内とする。
 - 4 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務の為に出張をしたときは、社会福祉法人北星会旅費規程に基づき、旅費（交通費及び宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月1日から起算し当月末日を締め切りとした期間を翌月25日に

支給する。ただし、その日が休日にあたるときは、社会福祉法人北星会給与規程第4条に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。

(3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

1 この内規は、交付の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

2 この規程の施行に伴い、社会福祉法人北星会役員及び評議員の報酬並びに費用弁償規則(平成18年2月17日規則第152号)は廃止する。

附 則(平成31年3月29日規則第225号)

- 1 この規程は、平成30年4月1日に遡及し施行する。
 附 則（令和元年6月26日 規則第231号）
- 1 この規程は、平成30年4月1日に遡及し施行する。
 附 則（令和3年3月30日 規則第239号）
- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
 附 則（令和4年6月28日 規則第250号）
- 1 この規程は、令和4年6月28日から施行する。

別表1（非常勤役員等の報酬）

1・評議員

	日額
評議員会への出席	12,000 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	12,000 円

2・理事

	日額
理事会への出席	12,000 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	12,000 円
法人及び施設業務のための業務	10,000 円

3・監事

	日額
監事監査等への出席	45,000 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	12,000 円